

許可番号 第08500010002号
横浜市み水指令第8号
令和7年4月1日

汚染土壌処理業許可証

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング
株式会社ジー・イーテクノス
代表取締役 柳 学 様

土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 山中 竹春



許可の年月日	令和7年4月1日		
許可の有効期限	令和12年3月31日		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	株式会社ジー・イーテクノス 横浜事業所		
汚染土壌処理施設の設置の場所	横浜市神奈川区恵比須町8番地		
汚染土壌処理施設の種類	①分別等処理施設（異物除去）		
	②分別等処理施設（含水率調整）		
汚染土壌処理施設の処理能力	①分別等処理施設（異物除去） 200t/時間、4,800t/日（24時間）		
	②分別等処理施設（含水率調整） 200t/時間、4,800t/日（24時間）		
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	①分別等処理施設（異物除去）		
	受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物	
	受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限値はなしとする。	
	②分別等処理施設（含水率調整）		
	受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物	
	受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限値はなしとする。	
変更の内容	平成22年4月1日	新規許可	
	令和7年4月1日	更新許可	

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記2の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市長を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記2の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。